

いわゆる従軍慰安婦問題の調査結果について(平成5年8月調査後発見分)

(警察庁関係)

通し番号	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛先	記述の概要
1	支那渡航婦女の取扱に関する件 「支那事変に際し邦人の渡支制限並取締 関係 在支那各地区別取締関係 (第1 巻)」	昭和 13. 2. 18	内務省警保局長	各庁府県長官 (除東京府知 事)	<p>最近支那各地への渡航者が増加しつつあるが、これらの中には同地に於ける料理店、飲食店、「カフェー」又は貸座敷類似の営業者と連携を有し、これらの営業に従事することを目的とする婦女が少なくない。また、内地に於いてこれら婦女の募集周旋をなす者があたかも軍当局の了解があるかのような言辞を用いる者も頻出しつつある。これら婦女の募集周旋等の取締りに適性を欠くと帝国の威信や皇軍の名譽を害するのみならず、出征兵士の遺家族に好ましからざる影響を与えるとともに、婦女売買に関する国際条約の趣旨にも反するので、今後この取扱に関しては左記に準拠することを依命通牒する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 醜業を目的とする婦女の渡航は、現在内地において娼妓その他事実上醜業を営んでいる満21才以上でかつ花柳病その他伝染病疾患がない者で、北支、中支方面に向かう者に限り、当分の間これを黙認することとし、外務次官通牒に依って身分証明書を発給すること 2. 身分証明書を発給するときは、稼業の仮契約の期間が満了した際、またはその必要がなくなった際には速やかに帰国するよう勧奨すること 3. 醜業を目的として渡航しようとする婦女は、必ず本人自ら警察署に出頭し身分証明書の発給を申請すること 4. 醜業を目的とする婦女が身分証明書の発給を申請するときは、必ず同一戸籍内の最近尊属親、尊属親がいないときは戸主の承認を得させること 5. 醜業を目的とする婦女に身分証明書を発給するときは、稼業契約その他各般の事情を調査し、婦女売買または略取誘拐等の事実がないように特に留意すること 6. 醜業を目的として渡航しようとする婦女、その他一般風俗に関する営業に従事することを目的として渡航する婦女の募集周旋等に際して、軍の了解またはこれと連絡があるかのごとき言辞、その他軍に影響を及ぼすような言辞を用いる者は、総て嚴重に取り締まること 7. 前号の目的をもって渡航する婦女の募集周旋等に際して、広告宣伝をなし、または事実を虚偽もしくは誇大に伝えるようなことは、総て嚴重に取り締まること、また、この募集周旋等に従事する者については、嚴重な調査を行い、正規の許可又は在外公館等の発行する証明書等を有さず身元の確実でない者についてはこれを認めないこと
2	支那渡航婦女に関する件何	昭和 13. 11. 8	内務省警保局長	大阪、京都、 兵庫、福岡、 山口 各府県 知事	<p>旧内務省が、南支派遣軍から、醜業を目的とする婦女約400名を渡航させるよう要請を受け、内務省警保局長名の通達を發し、大阪、京都、兵庫、福岡、山口に慰安婦の人数を割り当てた上、適当な引率者(抱主)を選定して、引率者に婦女を募集させ、現地に向かわせるよう取り計らったもの。</p>

(防衛庁関係)

通し番号	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛先	記述の概要
118	森川部隊特殊慰安業務ニ関スル規定 「陣中日誌 独立山砲兵第3聯隊」	昭和 14. 10. 14	森川部隊長		森川部隊警備地域内特殊慰安業務に関して営業時間、利用時間等を規定した もの。 附表として、「森川部隊特殊慰安業務委員」、附図として、慰安所及び食堂 の地図を掲載。(慰安所の数は4件)
119	野戦高射砲第51大隊本部陣中日誌27 号(昭和 18. 12. 1~12. 31) 林第3629部隊日日命令	昭和 18. 12. 11他			巡察命令 勤務の着眼項目として、「慰安所等ニ於ケル下士官兵ノ行動態度」 があげられている。
120	野戦高射砲第51大隊本部陣中日誌28 号(昭和 19. 1. 1~1. 30) 林第3629部隊日日命令	昭和 19. 1. 1他			巡察命令 勤務の着眼項目として、「慰安所食堂等ニ於ケル行動」があげられ ている。
121	海軍慰安所利用内規 「スチュワード砲台現況報告」	昭和 20. 3. 18	第12特別根拠地 隊司令部	所属隊員等	慰安所の利用について、現地海軍部隊(第12特別根拠地隊司令部)が定め たもの。 「海軍慰安所の区分、利用方法、料金」等の記述あり。
122	性病予防に関する件(通知) 「スチュワード砲台現況報告」	昭和 20. 3. 29	第12特別根拠地 隊軍医長	所属隊員	「近く慰安所開設セラルルニ就イテ」軍医長が策定した性病発生の予防に関 する通知 「慰安所、慰安券等」の記述あり。(別紙として「性病について」を添付)
123	市内飲食店衛生巡視に関する件 「昭和15年陸支蜜大日記第1号2/3 陸軍省」	昭和 14. 8. 15	南支派遣軍軍医部 長	南支派遣軍司 令官	市内飲食店に対する衛生巡視の成績に関する報告 飲食店所在地域の文中に「中央慰安所」の記述あり。
124	駐屯地内務規定 「捜54内務関係資料」	昭和 18. 9. 23	兵第10115部隊長	隷下部隊	規定第8章 衛生の条文中に慰安所設置時の性病予防に関する記述あり。
125	金辺憲兵隊日誌(昭和 20. 9. 4~10. 4)	昭和 20. 9. 7	金辺憲兵隊長	荘兵団副官部	「下士官ニテ私服ニテ翌朝迄慰安所ニテ遊興セル者多数アル関する記述」と の記述あり。
126	歩兵第11連隊第1大隊砲小隊陣中日誌 (昭和 16. 1. 1~5. 31)	昭和 16. 1. 16 昭和 16. 5. 3	小隊長 小隊長	所属隊員 所属隊員	精神訓話要旨中に「慰安所」通いの記述あり。 「江北岸ニ目下慰安所開設中ナルモ別命アル迄立入り禁ズ」との記述あり。

通し番号	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛先	記述の概要
127	歩兵第11連隊第1大隊砲小隊陣中日誌 (昭和16.6.1~10.31)	昭和16.6.20	小隊長	所属隊員	「前慰安所跡ニ軍人倶楽部ヲ開設スルニ付利用セラレ度」との記述あり。
128	独立自動車第42大隊第1中隊行動詳報 (昭和17.5.1~6.30)	昭和17.5.24	中隊長	所属隊員	「最近軍人軍属ニシテ慰安所等ヘノ往復ニ自動車ヲ使用スルモノ多シ揮発油節約上禁止スヘシ」との記述あり。
129	独立自動車第42大隊第1中隊行動詳報 (昭和18.1.1~2.28)	昭和18.1.13	中隊長	所属隊員	「引率外出ニテ慰安所等ニ至リ遊興セシムル等ハ適当ナラス」との記述あり。
130	独立自動車第39大隊第4中隊陣中日誌 (昭和17.2.1~8.31)	昭和17.8.18 昭和17.8.24	中隊長 中隊長	所属隊員 所属隊員	慰安所開業に関する会報の中に「慰安婦(朝鮮人)七名」との記述あり。 慰安施設に関し、設備、料金、慰安所・慰安婦の数等の事項について意見提出を求める記述あり。
131	独立自動車第39大隊第4中隊陣中日誌 (昭和17.9.1~9.30)	昭和17.9.8	中隊長	所属隊員	「振天慰安所内「ペチヤ」上ニ左記物品遺棄アルヲ…」との記述あり。
132	独立自動車第39大隊第4中隊陣中日誌 (昭和17.3~7)	昭和17.5.29 昭和17.5.30	中隊長 大隊長	所属隊員 所属隊員	「將校慰安所」に下士官が出入りしているとの記述あり。 「花柳病予防規定」中に慰安婦との接し方等の記述あり。
133	輜重兵第49連隊第1中隊陣中日誌 (昭和20.2.1~2.28)	昭和20.2.1	中隊長	所属隊員	「今般「キャウタン」慰安所ヲ開設セラレタルニ付此ノ際特ニ軍人ノ軍人タル分ヲ銘記シ…」との記述あり。
134	歩兵第106連隊連隊砲中隊陣中日誌 (昭和20.2.1~2.28)	昭和20.2.23	中隊長	所属隊員	「慰安所付近ニ開設シアル現地人売店ニハ一切立寄ラザルヨウ指導ノコト」との記述あり。
135	独立歩兵第15連隊本部陣中日誌 (昭和19.12.1~20.1.30)	昭和20.1.8 昭和20.1.13	連隊長	隷下部隊 隷下部隊	「後方施設ニ関スル内規」として慰安所利用規定(慰安券の様式、慰安所の利用時間等)を定めている。 蛭子隊、前田隊においては、「後方施設ハ富里ニ設備シアルモノヲ利用スルモノトス」との記述あり。
136	独立重砲兵第百大隊平山隊作命綴 (昭和19.7.27~20.4.8)	昭和20.2.10	中隊長	所属隊員	作戦命令別紙地図中に「眞部山軍慰安所」の位置を記載。

通し番号	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛先	記述の概要
137	独立第29大隊本部陣中日誌 (昭和20.2.17~20.2.28)	昭和20.2.24	大隊長	所属隊員	「慰安所ニ於テ暴行ニ及ブ者アリ厳ニ注意スベシ」との記述あり。
138	独立混成第15連隊第1大隊陣中日誌 (昭和19.11.1~19.11.30)	昭和19.11.7 昭和19.11.15 昭和19.11.17 昭和19.11.26			「大隊副官慰安婦招致ノ件ニ就キ今帰仁方面出張 1330」との記述あり。 「慰安所施設作業 0800-1700」との記述あり。 「慰安所設備作業 0800-1730」との記述あり。 「慰安所設備完了ス」との記述あり。
139	独立混成第15連隊第3中隊陣中日誌 (昭和19.11.1~19.11.30)	昭和19.11.25	大隊長	隷下部隊	外出許可の詳細に外出目的として「軍慰安所及軍寮使用セシム」との記述あり。
140	独立混成第15連隊第2機関銃中隊陣中日誌 (昭和19.11.1~19.11.30)	昭和19.11.4			「慰安所規定配布同時ニ開設」との記述あり。
141	独立混成第15連隊第8中隊陣中日誌 (昭和19.11.1~19.11.30)	昭和19.11.9	中隊長	所属隊員	「休日ノ際ニ於ケル外出時刻ハ…下士官ノ慰安所ノ使用ハ1600以降トス、軍寮及慰安所ハ毎日(金曜日ヲ除ク)0930-1800迄開設セシム」との記述あり。
142	独立混成第15連隊第2中隊陣中日誌 (昭和19.11.1~19.11.30)	昭和19.11.23	隷下部隊	大隊命令	外出許可の詳細に外出目的として「軍慰安所及軍寮ヲ使用セシム」との記述あり。
143	イロイロ憲兵分隊作命綴 (昭和17.12.26~18.12.16)	昭和18.1.29	渡集団参謀長	独立守備歩兵 第37大隊長	軍人軍属以外の者或いは将校、高等官の名を騙り軍指定料理屋、慰安所等に入出入りする者が激増する傾向にあり、利用に際し軍服あるいは身分証明書を着用するようにとの記述あり。
144	第16師団第2野戦病院業務詳報 (昭和18.7.1~18.12.31)				比全島肅正討伐業務詳報 花柳病の項に「慰安婦」に対し細菌検査を実施した旨の記載。
145	左警備隊・警備日報・会報綴 (昭和17.10~18.11)	昭和18.1.30	警備隊長	隷下部隊	「慰安所」出入りの統制に関する会報 マニラにおける軍紀風紀について、軍人軍属以外の者の出入りの取締りが困難であるので、利用に際し軍服あるいは身分証明書を着用するようにとの記述。
146	昭和19年度歩兵第33連隊第3大隊報告綴	昭和19.5.1	垣第6556部隊隊長 陸軍大尉	渡集団司令官	慰安所営業主、慰安婦(6名)が家事都合により帰国する旨の申請。

通し番号	文書件名 〔簿冊の表題〕	時期 (年月日)	発出者	宛先	記述の概要
147	「列車警乗服務規程」年末ヲ控ヘタル「マニラ」市民ノ生活実相ニ関スル報告通牒	昭和17.12.11	比島憲兵隊長	隷下部隊等	「職業別収入比較表」に慰安婦の項目があり、「日平均六比位ニシテ良好ナリ」との記述あり。
148	第16師団第2野戦病院陣中日誌 (昭和18.6.1~19.5.31)、(昭和18.6.1~18.6.30)	昭和18.6.30	第2野戦病院長	所属隊員	6月30日の項に慰安所の衛生設備の改善等についての記述あり。
149	第16師団第2野戦病院陣中日誌 (昭和18.6.1~19.5.31)、(昭和18.8.1~18.8.31)	昭和18.8.31	第2野戦病院長	所属隊員	8月31日の項に慰安所の衛生設備の改善等についての記述あり。
150	第16師団第2野戦病院陣中日誌 (昭和18.6.1~19.5.31)、(昭和18.9.1~18.9.30)	昭和18.9.30	第2野戦病院長	所属隊員	9月30日の項に慰安所の衛生指導等についての記述あり。
151	第16師団第2野戦病院業務詳報 (昭和18.7.1~18.12.31) ナガ野戦病院(昭和18.7.1~18.12.31)		第2野戦病院長	第16師団長	慰安婦の検査についての記述あり。
152	第16師団第2野戦病院業務詳報 (昭和18.1.1~18.6.30)		第2野戦病院長	第16師団長	慰安婦の検査についての記述あり。
153	第16師団第2野戦病院業務詳報 (昭和19.1.1~19.6.30) 比島全島第2期肅正討伐業務詳報 (昭和19.1.1~19.6.30)		第2野戦病院長	第16師団長	慰安婦の検査についての記述あり。
154	第16師団第2野戦病院業務詳報 (昭和19.1.1~19.6.30) ナガ野戦病院(昭和19.1.1~19.2.16)		ナガ野戦病院長	第16師団長	慰安婦の検査についての記述あり。
155	歩兵第33連隊関係資料 (昭和18.1.10~18.7.22)		第33連隊長	隷下部隊	マニラ市内の花柳病患者罹患経路調査表の罹患場所の項に慰安所の記述あり。
156	第11独立守備隊比島討伐に関する書類 其1 (昭和17.12~18.4)		第11独立守備隊長		部隊本部からの申送事項の中に慰安所の人員数の記述あり。

通し番号	文書件名 「簿冊の表題」	時期 (年月日)	発出者	宛先	記述の概要
157	第44停泊場イロイロ出張所日記綴 (昭和17.5.19～17.11)		イロイロ出張所特別班長	イロイロ出張所長	5月29日の揚陸状況の項目に「慰安所24名」の記述あり。
158	第十六師団命令綴(S16.7.4～18.12)	S18.11	16D司令部		公娼並びに私娼の項に「花柳病は猛烈に蔓延しある状況にして軍の定むる慰安婦十一名内七名は現在不合格なる有様なり」との記述あり。
159	イロイロ憲兵分隊警務書類綴1/2(S17)	S17.10.12	イロイロ憲兵分隊		流言の項に「『ゲリラ』は一番先に此の倶楽部を襲撃すと流言を流布し慰安婦は之を恐れて『マニラ』に帰宅す」との記述あり。
160	タクロバン憲兵分隊関係資料綴 1/2(S18)	S18.12.15～ 19.1.5	タクロバン憲兵分隊		非違の項に「深夜飲酒酩酊せる将校一は住民宅を慰安所と誤認」との記述あり。
161	第十六師団第二野戦病院業務詳報 (S19.1.1～19.6.30)	-	16D第二野戦病院		花柳病の項に (1) 「慰安婦の検査に於ても血液細菌検査等を実施」 (2) 「慰安婦検査を厳密し」 の記述あり。
162	パラワン憲兵分遣隊警務書類綴(S19.1.9～19.10.14)	S19.6.2	パラワン憲兵分遣隊		邦人非行表中に、船員(男一)が、「飲酒酩酊の上民家を訪問慰安婦の斡旋を要請す」との記述あり。
163	バヨンボン憲兵分隊・ツゲカラオ憲兵分遣隊陣中日誌(S19.6.5～19.9.30)	S19.9.26	バヨンボン憲兵分遣隊・ツゲカラオ憲兵分遣隊		「第一慰安所被服窃盗事件の報に接し...捜査中」との記述あり。
164	バヨンボン憲兵分隊特務日誌	S19.3.22	バヨンボン憲兵分隊		「日本語教師二名は...慰安婦を地方人宅に連同し地方人の嘲笑を買ひあり」との記述あり。
165	タクロバン憲兵分隊警務書類	S19.5.12	タクロバン憲兵分隊		「軍人軍属には慰安所兵站指定食堂」との記述あり。
166	ダグパン憲兵分隊来翰警務書類綴2/2(S18.6～18.12)	-	ダグパン憲兵分隊(第十四軍憲兵隊)		陸軍々人軍属非行表中に (1) 「上等兵二は軍慰安所に於て喧嘩口論」 (2) 「外出中飲酒酩酊慰安所に至り」 (3) 「三十数回に亘り夜間所屬隊を脱柵慰安所に登楼宿泊し」 (4) 「無断外出し翌日十三時頃迄軍慰安所に於て遊興帰隊せず」

					(5) 「公用外出中飲酒酩酊し更に慰安所に至りて遊興す」 (6) 「飲食店を転々飲み歩き更に映画館及慰安所に於て遊興す」 (7) 「飲酒酩酊慰安所に至り陸軍少佐なりと詐称」 (8) 「公用出張中飲酒酩酊慰安所に於て喧嘩」 (9) 「公用外出中公用腕章を脱し慰安所に至り遊興す」の記述あり
--	--	--	--	--	---

(厚生省関係)

通し番号	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛先	記述の概要
5	「俘虜名票」に関する調査結果概要	平成5. 10. 8	厚生省社会・援護局		「俘虜名票」の職業 (Occupation) 欄の一部に「Comfort Girl」等の記述あり。

(国立公文書館)

通し番号	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発 出 者	宛 先	記 述 の 概 要
22-1	高級享楽停止ニ関スル具体策要綱 (内閣参事官及内務、大蔵、農商、 厚生各省関係官会議決定)	昭和 19. 2. 25			「二 待合ハ全部一応休業セシメタル上高級待合ハ引続キ之ヲ休業セシ メ下級待合ニ付テハ待合ノ名称ヲ廢シ其ノ実質ヲ慰安所的ノモノタ ラシメテ之ガ營業ヲ繼續セシム 三 芸妓置屋及芸妓ニシテ前項ノ營業ニ必要ナルモノハ其ノ名称ヲ改 メテ營業セシムルモ其以外ノモノハ之ヲ休業セシム」との記述あり。
22-2	// (閣議諒解)	昭和 19. 2. 29			「二 待合ハ全部一応休業セシメタル上高級待合ハ引続キ之ヲ休業セシ メ下級待合ニ付テハ待合ノ名称ヲ廢シ其ノ実質ヲ慰安的ノモノタラ シメテ之ガ營業ヲ繼續セシム 三 芸妓置屋及芸妓ニシテ慰安的の營業ニ必要ナルモノハ其ノ名称ヲ改 メテ營業セシムルモ其以外ノモノハ之ヲ休業セシム」との記述あり。

(国立国会図書館) ATIS (連合軍翻訳通訳部局) 関係文書

通し番号	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛先	記述の概要
10-EP-9	敵国文書 (Enemy Publication) No.9 (日本軍から押収した文書の抄訳)	1943. 4. 10			慰安所 (名称: CHIBUNE) の地図と注意事項 I 慰安所利用日の部隊割当て TAKAYA 部隊、27 野戦自動車隊 日曜日、月曜日、火曜日 YOKOYAMA 部隊 木曜日、金曜日 西部警備隊 土曜日 水曜日は性病休診日である。 II 利用料金と時間 兵卒 料金 1円、利用時間 1200~1730 下士官 料金 1円50銭、利用時間 1200~2100 CHIBUNE慰安所は、毎月第1水曜日が休みである。

(英国国立公文書館関係)

通し番号	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛先	記述の概要
55	駐屯地勤務規定	昭和 18. 5. 26	「マンダレー」駐屯地司令部		「慰安所ハ日本軍人軍属ニ於テ使用スルヲ本則」とするも、支障を与えない限度でマンダレー在住の日本人にも利用を許可(24:30以降)すること、利用時間帯及び料金表、衛生管理についての記述あり。
56	第五野戦輸送司令部駐屯地業務規定 (五輸駐防第28号)	昭和 18. 10. 31	第五野戦輸送司令部	駐屯地諸部隊一般	第3章 警備 第20条7に、「市街ニ於ケル食堂、慰安所等ニ対スル巡察ヲ励行ス」との記述あり。
57	「マンダレー」駐屯地業務規定 (五輸駐防第29号)	昭和 18. 10. 31	第五野戦輸送司令部	「マンダレー」駐屯地諸部隊一般	第4章 軍秩、風紀、軍記 第20条に、「慰安所ニ関シテハ駐屯地慰安所規定(昭和18年5月26日「マンダレー」駐屯地司令部)ニ拠ルヘシ」との記述あり。
58	「マンダレー」駐屯地勤務規定 (マ駐安第54号)	昭和 20. 1. 2	第五野戦輸送司令部	「マンダレー」駐屯地諸部隊一般	第4章 軍秩、軍記風紀 第39条(8)に、「慰安所ヲ利用スル者ハ〇ニ駐屯地慰安所規定(別冊)ヲ遵守スルノミナラス苟モ不徳義ノ言動ヲ為シ其ノ名譽ヲ汚スコトアルヘカラス」との記述あり。